

## 浪速区 人権啓発だより

第 67 号 令和 6(2024)年 3 月

発行:浪速区役所市民協働課(教育・学習支援)

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東 1-4-20

TEL:06-6647-9743 FAX:06-6633-8270

編集協力:浪速区人権啓発推進協議会

「誰か」のこと じゃない。あなたの人権、みんなの人権  
いじめや体罰・虐待など、インターネット上での誹謗中傷、マイノリティに対する偏見・差別など、様々な人権課題が依然として存在しています。これらは、決して、自分以外の「誰かのこと」「自分には関係のないこと」ではありません。

人権問題を自分や自分のみじかな人の問題として捉え、互いに尊重し、誰もが安心して自分らしく生きることができる社会を目指しましょう。浪速区人権啓発推進協議会はそんな「人権が尊重される社会」の実現に取り組んでいます。

### 第 40 回落書き一掃運動 10 月

令和 5 年 10 月 1 日～10 月 31 日にかけて、区内の各事業所等により、落書き一掃運動を展開いたしました。些細な落書きでも放置していると、新たな落書きを生み、そして人の心を傷つける落書きに発展し、更には差別落書きを誘発するという考えからこの運動が生まれ、今年で 40 回目を迎えました。また、運動の一環として開催している人権啓発市民学習会は 10 月 27 日(金)に浪速区役所 7 階会議室にて、「多様性を尊重する社会とは～LGBTQ+ってなんだろう～」と題して、塩草立葉小学校教諭の李幸美(リヘンミ)さんと「Tomoni.」共同代表の吉川ヒロ(よしかわひろ)さんの講演を聞き、すべての人の生き方が尊重されることについて学びました。

### 地域ふれあいセミナー 2 月

令和 6 年 2 月 26 日(月)浪速区役所 7 階会議室において地域ふれあいセミナーを開催しました。「少年犯罪被害当事者の会」の一井彩子(いちいあやこ)さんを講師にお招きして「いのちの大切さを考える～子どもたちを被害者にも加害者にもしないために～」と題して、誰もが安心して暮らせる社会を実現いくための支援のあり方について考えました。

浪速区人権啓発推進協議会 ～人権尊重のまちづくりをめざして～

浪速区人権啓発推進協議会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、区民の人権意識の確立と高揚を図り、人権尊重の明るいまちづくりを目的とし

て、区内の各種団体ならびに官公署の代表等で構成された組織です。浪速区役所と連携しながら、区民のみなさん、区内各種団体のご協力をいただき、啓発活動、講演会研修会などを実施しています。また、地域の人権啓発の担い手である人権啓発推進員の育成も図っています。

浪速区人権啓発事業 この一年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、23名の大阪市人権啓発推進員(市内の概ね各小学校区単位に設置)があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間(5月)・人権週間(12月)

憲法週間(5月1日～7日)、人権週間(12月4日～10日)に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いしました。また、人権週間には、なんばパークスにおいて街頭啓発活動を実施するとともに、区役所1階玄関ロビーにて、子どもの人権パネル展「子どもの権利条約」を開催しました。区役所庁舎前にはのぼりなども立てて、広く人権の尊重を呼びかけました。

こどもの人権パネル展

「子どもの権利条約」

(区役所1階玄関ロビー)

12/41～12/10

◆浪速区の各種イベントにおいても人権啓発コーナー、パネル展示、ワークショップなどで来場者に広く人権啓発を呼びかけました。

2023 第 39 回にし人権展

港区・西区・大正区・浪速区合同「2023 第 39 回にし人権展」

人権を考える区民のつどい(映画上映会)8月

8月5日(土)に浪速区民センター

において、浪速区「人権を考える区民のつどい映画上映会」を開催いたしました。

上映作品は、島崎藤村の不朽の名作「破戒」を60年ぶりに映画化したもので、差別根絶と多様性のある社会を願う現在へのメッセージということで、多くの方々にご覧いただきました。

同和問題(部落差別)の解消に向けて

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお、日常生活の上で、様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年 2016 年制定)

現在も同和問題(部落差別)が存在していることを確認しつつ、インターネットの普及により情報が拡散し差別がより深刻化している状況を踏まえ制定されました。

部落差別の解消に関する施策を講ずる国・地方公共団体の責務を規定し、相談体制の充実や人権教育・人権啓発に取り組むことが定められています。

しかしながら、本市職員が、公共交通機関の施設において、複数回にわたり、同和問題(部落差別)に関する落書きを行ったことが平成 31 年 2019 年 3 月に判明しました。

差別解消と人権行政推進に取り組むべき立場にある本市職員が差別落書きをするといった公務員としてあるまじき非遺行為を行ったことは、到底看過できず、浪速区役所としても重く受け止めています。

「このようなことを二度と発生させない」という強い決意のもと、再発防止に努めるとともに、部落差別をはじめとする人権問題を断固として解消・根絶する姿勢で取り組んでまいります。

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。専門の相談員が対応します。

専門相談員による人権相談電話 06-6532-7830 FAX06-6531-0666

相談時間 月から金 9時から21時 日・祝 9時から17時30分

土曜日、年末年始(12月29日から1月3日)は休業

人権相談の受付は相談時間終了の30分前まで

秘密厳守 プライバシーには十分配慮しています。安心してご相談ください。

どのような落書きでも、放置していると新たな落書きを生み、そして人を傷つける落書きへと発展します。落書きのないまちをみんなの力でつくりましょう。

差別落書きや、落書きをしている人を発見したら、ただちに次の連絡先にご連絡ください。

連絡先 浪速区役所 市民協働課 電話 06-6647-9743 FAX06-6633-8270